

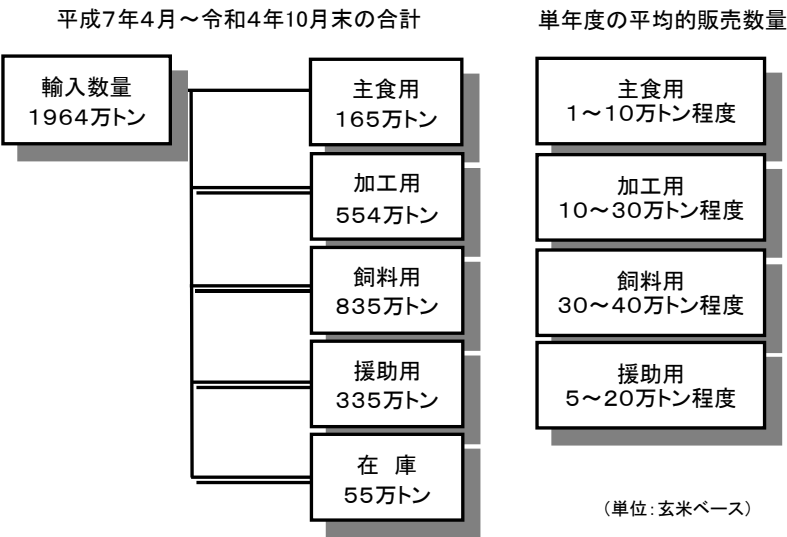
令和4年度のSBS米の輸入入札状況(ガット・ウルグアイラウンド農業合意によるMA米数量分(10万トン))

(単位：実トン)

	全体			丸米			砕米		
入札回数	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量
第1回 (4年9月30日)	25,000	1,587	647	22,500	647	247	2,500	940	400
第2回 (4年10月21日)	25,000	1,722	1,422	22,500	822	522	2,500	900	900
第3回 (4年11月16日)	25,000	1,405	1,261	22,500	1,097	1,061	2,500	308	200
第4回 (4年12月14日)	25,000	1,596	1,560	22,500	888	852	2,500	708	708
第5回 (5年1月11日)	30,000	1,997	1,657	27,000	1,597	1,257	3,000	400	400
第6回 (5年1月30日)	30,000	2,528	2,528	27,000	2,080	2,080	3,000	448	448
第7回 (5年2月14日)	30,000	3,367	3,267	27,000	2,139	2,039	3,000	1,228	1,228
第8回 (5年3月1日)	87,658	1,400	1,400	84,658	1,200	1,200	3,000	200	200
合計			13,742			9,258			4,484

- 国家貿易によって輸入したMA米は、価格等の面で国産米では十分に対応し難い用途（主として加工食品の原料用）を中心に販売。
- 一方で、MA米に対する加工用等の需要は限られるため、飼料用にも販売する他、海外への食糧援助に活用。

○ MA米の販売状況（令和4年10月末現在）



注1:「輸入数量」は、令和4年10月末時点の政府買入実績。
注2:「主食用」は、主に中食・外食向け米。
(※なお、MA米輸入開始以降、その主食用販売数量の合計を大きく上回る量の国産米を、援助用(161万トン)、飼料用等(270万トン)に活用。)
注3:「加工用」は、みそ、焼酎、米菓等の加工食品の原料用。
注4:「在庫」は、令和4年10月末時点の数量。
注5:在庫55万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。
注6:上記販売用途の他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用へ販売した16万トンがある。
注7:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ MA米の販売状況（年度別）

(単位: 万玄米トン)

販売先	平成8RY	平成9RY	平成10RY	平成11RY	平成12RY	平成13RY	平成14RY	平成15RY	平成16RY	平成17RY	平成18RY	平成19RY	平成20RY	平成21RY	平成22RY	平成23RY	平成24RY	平成25RY	平成26RY	平成27RY	平成28RY	平成29RY	令和元RY	令和2RY	令和3RY	令和4RY	合計	
主食用	—	3	4	10	10	9	10	4	6	8	10	11	10	8	8	1	8	10	4	1	1	5	9	4	5	5	1	165
加工用	12	28	19	28	24	27	24	21	31	25	25	36	37	21	21	15	15	19	16	10	12	19	18	17	14	10	554	
飼料用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	58	66	25	42	38	45	33	44	65	70	63	39	50	53	61	68	835
援助用	—	12	34	23	26	21	23	20	22	17	13	8	12	20	14	9	19	10	4	6	4	2	5	5	2	3	2	335
在庫	31	39	42	44	56	75	95	127	148	175	189	152	97	95	88	96	78	80	83	71	64	54	60	60	62	60	55	—

注1:RY(米穀年度)とは前年11月から当年10月までの1年間である
(例えば令和4RYであれば、令和3年11月から令和4年10月まで)。
注2:この他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用に販売した16万トンがある。
注3:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ MA米の食糧援助への活用にあたっての留意点

- ・ 途上国や国際機関からの要請を踏まえる必要
- ・ 財政負担が必要
- ・ 国際ルールとの整合性に留意:
 - ① 援助先へのコメ輸出国は、援助先への輸出減を懸念
→ 援助するときには、国際機関等に連絡・協議する必要
 - ② MA米の輸出国は、日本市場向けに輸出
→ 輸入品と国産品を同じように扱う必要

コメの国家貿易(MA米等)の運用に伴う財政負担

○ MA米の運用については、飼料や援助に仕向けられることに伴う売買差損、在庫に伴う保管料などが発生。

○ MA米の売買差損・保管料等

MA米の飼料用販売

8万円 / トンの輸入米
2万円 / トンで飼料用に販売

} 差し引き6万円/トンの財政負担

50万トン飼料用として売却すれば
300億円

MA米の援助への活用

8万円 / トンの輸入米に
2万円 / トンの輸送費を負担して援助

} 合わせて10万円/トンの財政負担

50万トン援助すれば
500億円

MA米の在庫

1年間で、1万円 / トン の保管料

100万トンを1年間在庫すれば
100億円

注: 平成29～令和3年度のデータ等を基に試算。

○ MA米等の損益全体

(単位: 億円)

	7年度 (1995)	8年度 (1996)	9年度 (1997)	10年度 (1998)	11年度 (1999)	12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)	16年度 (2004)	17年度 (2005)	18年度 (2006)	19年度 (2007)	20年度 (2008)
売買損益①	▲43	114	148	150	215	204	225	116	13	▲202	▲22	16	49	▲25
売上原価	▲97	▲216	▲230	▲373	▲347	▲298	▲247	▲221	▲492	▲632	▲439	▲546	▲597	▲595
買入額	▲314	▲365	▲400	▲439	▲346	▲321	▲289	▲349	▲467	▲362	▲523	▲493	▲577	▲646
売却額	54	330	378	523	562	502	472	337	505	430	417	562	646	570
管理経費②	▲26	▲116	▲152	▲152	▲153	▲173	▲186	▲185	▲172	▲182	▲185	▲240	▲265	▲179
保管料	▲6	▲39	▲60	▲59	▲66	▲75	▲87	▲103	▲124	▲147	▲170	▲184	▲133	▲92
損益合計 (①+②)	▲69	▲2	▲4	▲2	62	31	39	▲69	▲159	▲384	▲207	▲224	▲216	▲204

注5

	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)
売買損益①	▲135	▲228	▲224	36	▲28	▲295	▲375	▲234	▲67	▲235	▲287	▲270	▲379
売上原価	▲779	▲611	▲649	▲501	▲485	▲629	▲697	▲592	▲554	▲611	▲669	▲635	▲783
買入額	▲708	▲506	▲630	▲518	▲498	▲629	▲663	▲579	▲605	▲599	▲656	▲618	▲780
売却額	644	383	425	537	457	334	322	358	487	376	382	366	404
管理経費②	▲203	▲152	▲138	▲121	▲122	▲117	▲130	▲117	▲95	▲76	▲81	▲97	▲98
保管料	▲113	▲92	▲92	▲82	▲86	▲89	▲86	▲72	▲61	▲56	▲65	▲78	▲76
損益合計 (①+②)	▲338	▲380	▲362	▲85	▲150	▲412	▲505	▲351	▲163	▲311	▲368	▲367	▲477

注1: 数値はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

注2: 「売上原価」は、「期首在庫棚卸高 + 買入額 - 期末在庫棚卸高」により算出。

注3: 「売買損益」は、売却額から売上原価を差し引いたもの。

注4: 「管理経費」は、保管料、運搬費等。

注5: 平成11～13年度の損益は、利益が生じたことから、旧食糧管理特別会計法第6条に基づき国内米管理勘定へ備蓄損失補てん財源として繰り入れた。

注6: MA米の援助輸出に係るODA負担分は含まない。

注7: 令和元年度以降については、TPP11豪州枠に係る損益を含む。

MA米をめぐる国際関係

- MA米の運用に際しては、WTO協定による様々なルールに留意する必要。
- 一方、輸出国からは、MA制度の透明性や日本の消費者への十分なアクセスを求める等の意見。

○ 主なWTO協定のルール

・ ガット第2条(譲許表)

加盟国は貿易相手国に対し、譲許表(WTO加盟国の関税の上限(譲許税率)等を記載した表)に定める待遇より不利でない待遇を与えなければならない。

・ ガット第3条(内国民待遇)

輸入品に対し、同種の国産品に与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない(いわゆる「内外無差別の原則」)。

・ ガット第17条(国家貿易企業)

国家貿易企業は商業的考慮のみに従って売買を行わなければならない。

・ 農業協定第4条(市場アクセス)

原則として通常に関税以外のいかなる措置(国家貿易企業を通じて維持される非関税措置を含む)も用いてはならない。

○ 我が国のコメ輸入制度に対する輸出国側の意見

米国 (「外国貿易障壁報告」 (2023年4月公表)等)	中国 (「国別貿易投資環境報告」 (2014年4月公表))
○ MA米の輸入 一般輸入米は政府在庫となった上で、<u>もっぱら加工用・飼料用・援助用に使用。日本の消費者への十分なアクセスを阻んでいる。</u> ○ 米国政府の対応方針 日本によるWTO上の<u>コメ輸入に関する約束の観点から日本の輸入を注視。</u> ○ 枠外関税 輸入禁止的な高い水準の税率により、<u>枠外輸入はほぼ商業的に不可能。</u>	○ MA米の輸入 品種等についての制約を受けるため、<u>中国産米の対日輸出が困難。</u> ○ 中国政府の対応方針 日本がMA制度の<u>透明性</u>を向上させることを期待。 ○ 枠外関税 法外な枠外関税は輸入米の競争力を大幅に弱めており、<u>枠外輸入数量を極めて少なくしている。</u>

Ⅱ TPP等関連政策の目標

3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

①強い農林水産業の構築（体質強化対策）

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

5兆円目標の達成に向け、TPP等を通じ、我が国の強みを活かした品目について、輸出先国の関税撤廃等の成果を最大限活用するため、ウィズコロナ、ポスト・コロナ時代も見据え、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月策定）に基づき以下の具体的政策に取り組むとともに、日本の食文化の普及による農林水産物・食品の市場拡大の取組への支援、モノの輸出のみならず食産業の海外展開等により、輸出拡大のペースを加速する。

- 官民一体となった海外での販売力の強化
- リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成・展開
- 大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- 輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
- 日本の強みを守るための知的財産対策強化

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を中小・家族経営や条件不利地域も含めて支援するとともに、加工食品や外食・中食向け原料の国産への切替え及び輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や生産コストの削減、堆肥の活用による全国的な土づくりを展開することにより、農業の国際競争力の強化を図る。

②経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

○米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年政府備蓄米の運営を見直し（原則5年の保管期間を3年程度に短縮）、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。